

今回の諮問案件について（承認を求める内容の説明）

■議題1～3【個人情報の例外的な取扱い】

区が個人情報を収集する場合は、できる限り利用目的を特定した上で、本人に明らかにしなければならないと墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）で定められています。

そして、「1 本人以外からの収集（本人外収集）」、「2 利用目的の範囲を超えた利用（目的外利用）」、「3 利用目的の範囲を超えた外部への提供（外部提供）」の3つの取扱いについては、原則、禁止されています。

ただし、これら3つの取扱いについては、「ア 本人の同意がある場合」、「イ 法令等に定めがある場合」、「ウ 区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」、「エ 運営審議会が必要であると認めて承認した場合」など、条例に定める場合に該当するときは、例外的に行うことができます。

また、上記ウ又はエに該当して、これら3つの取扱いを例外的に行った場合は、原則、本人にそのことを通知することになっていますが、運営審議会が特に通知する必要がないと認めた場合は、本人への通知を省略することができます。

これらの運営審議会の承認事項について、このたび、諮問させていただきます。

議題1「認知症高齢者集中支援事業に係る高齢者等の個人情報の本人外収集について」

「本人外収集」を行うことについて、この運営審議会の承認をいただくものです。事業の仕組みとしては、一昨年度に承認をいただいた「高齢者見守りネットワーク事業」に類似しています。

認知症の高齢者又は認知症の疑いのある高齢者は、個人情報の利用について、本人の同意を得られなかったり、正しい情報を得ることが困難であったりするため、本人の個人情報を家族、関係者等から本人外収集して、早期の支援につなげていく取組です。本事業は現在、本人の同意が得られた場合のみを対象として実施しています。

なお、情報収集後の関係者間の情報共有については、利用目的の範囲内での利用・提供と位置付けられるため、承認をいただく諮問の対象とはしていません。

議題2「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について」

「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うことについて、この運営審議会の承認をいただくものです。

事業の仕組みとしては、昨年度に承認をいただいた「プレミアム付商品券事業」に類似しています。

臨時休校など、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている子育て世帯に対し、全国一律の取組として臨時特別給付金を支給するに当たって、給付金の対象となる児童手当受給者の住所、氏名、口座情報等の個人情報を目的外利用する必要があります。

また、給付金の支給に当たっては、児童手当の仕組みと同様、通常は住民票がある市区町村から対象児童の保護者に支給しますが、事情により保護者と離れて施設に入所している等の児童（以下「施設入所等児童」という。）については、施設が所在する市区町村（以下「施設所在市区町村」という。）から施設の設置者等に支給することとなっています。

そこで、この給付金の基準日後に施設等に入退所等を行った児童については、施設所在市区町村と、基準日の状況に基づき令和2年4月分（3月分を含む。）の児童手当を支給する市区町村（以下「児童手当支給等市区町村」という。）との間で情報を共有して、できる限り保護者ではなく施設の設置者等に支給できるような取扱いを行う必要があります。

本区が児童手当支給等市区町村の場合は、施設所在市区町村から施設入所等児童の個人情報を本人外収集した上で、児童手当の支給要件該当の有無と給付金の支給決定状況を回答し、支給停止の処理等を行います。

反対に、本区が施設所在市区町村の場合は、児童手当支給等市区町村に施設入所等児童の個人情報を外部提供した上で、給付金の支給決定状況を照会します。

議題3「特別定額給付金に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供に伴う本人通知について」

本来は、「本人外収集」、「目的外利用」及び「外部提供」を行うこと自体について、運営審議会の承認を求めする必要があります。しかし、本事業は国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、速やかに実施することが求められており、国からの通知が4月27日付けで出され、原則、5月8日までには自治体間の連絡調整（情報共有）を行うことが決められていました。そこで、「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うこと自体については、運営審議会の承認を求めると時間的余裕がなかったため、上記ウの「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」を適用して取り扱うこととしました。

この点については、事前に松村会長に相談させていただき、御了解をいただいておりますので、何とぞ御容赦ください。

事業の仕組みとしては、昨年度に承認をいただいた「プレミアム付商品券事業」と同様です。議題2の給付金に類似する部分もありますが、施設入所等児童のほか、虐待を受けて施設への入所の措置等が採られている障害者・高齢者について、給付金が世帯主等に支給されることを防ぐため、自治体間で情報を共有する必要があります。「本人外収集」、「目的外利用」及び「外部提供」を行っています。

なお、先ほど御説明したとおり、上記ウの「区民の生命、身体、健康又は財産に対

する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」に該当して「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行った場合、本人にそのことを通知する必要がありますが、今回、本人通知を省略する部分があるため、その部分について、運営審議会の承認をいただくものとなります。

■議題4【特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）に係る第三者点検】

この案件については、専門的な用語が多いため、用語説明（資料11）を御用意しています。必要に応じ、そちらを参照しながらお読みください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、社会保障・税番号制度が平成27年10月5日に施行されました。

社会保障・税番号制度とは、個人番号（いわゆるマイナンバーのこと）を活用することで、複数の機関が持つ個人情報を「同一人の情報である」と確認し、社会保障や税などの分野において、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上及び行政の効率化を実現するものです。

その一方で、この制度の運用に当たっては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報のこと）の漏えい等のリスクが想定されるため、番号法第28条において、特定個人情報を取り扱う機関は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関して評価する「特定個人情報保護評価」（以下「評価」という。）を実施し、その内容を記載した「特定個人情報保護評価書」（以下「評価書」という。）を公表することが義務付けられています。

この評価書は、プライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、区民の信頼を確保することを目的として、特定個人情報の漏えい等のリスクを認識・分析し、システム面や制度面における様々なリスクを軽減するために区が講じる対策等の実施状況を確認の上、区民に宣言するものとなっています。

公表した評価書の内容については、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）第14条の規定により、少なくとも1年に1回は見直しを行う必要があり、かつ同規則第15条の規定により、評価を実施してから5年を経過する前に、評価の再実施をすることが義務付けられています。

この評価書の取扱いは、資料7にある「しきい値判断」にあるとおり、特定個人情報の対象人数等によって段階が異なっており、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」及び「全項目評価書」の三つに分けられます。

このうち、最も多くの項目を記載する必要がある「全項目評価書」については、区で評価を実施した際に、内容を公示して広く区民の皆さんの意見を聴取（パブリックコメント）してから、さらに学識経験者等から構成される個人情報の審議会の意見聴

取（第三者点検）を経て、結果を公表することになっています。

そして、第三者点検については、この運営審議会で行っていただくことが、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）において定められています。

今回諮問する「住民基本台帳に関する事務」は、対象人数が30万人以上の事務となるため、しきい値判断により、全項目評価書の対象となります。制度開始時の平成27年度に評価を実施して以降、軽微な修正等の見直しは定期的に行ってきたところですが、このたび、5年経過前の評価の再実施をする必要があるため、運営審議会による第三者点検をお願いするものです。

この全項目評価書の構成は「Ⅰ 基本情報」、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「Ⅳ その他のリスク対策」、「Ⅴ 開示請求、問合せ」、「Ⅵ 評価実施手続」の大きく6つの項目から構成されています。

「Ⅰ 基本情報」において、当該事務で使用するシステムや特定個人情報ファイル、法令上の根拠や情報連携等、事務全体の概要について記載しています。

この事務では、「既存住民基本台帳システム」、「住民基本台帳ネットワークシステム」、「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」の4つのシステムを使用し、「住民基本台帳ファイル」、「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」の3つの特定個人情報ファイルを保有しています。この事務で使用するシステム間の特定個人情報等の流れは別紙1のとおりとなっています。

「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」において、各特定個人情報ファイルの対象、入手・使用に関する内容、委託の状況、提供・移転の状況等詳細な内容が記載されています。

なお、住民基本台帳ファイルにおける特定個人情報の提供先及び移転先は、件数が多いため、評価書に記載しきれないものについては、別紙2及び別紙3にまとめています。

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、特定個人情報ファイルの取扱いの各段階において想定されるリスクに対する対策の内容を記載しています。

「Ⅳ その他のリスク対策」では、当該事務における特定個人情報の取扱状況に係る監査の実施状況、従業者に対する教育・啓発の内容等を記載しています。

この運営審議会では5年前に行っていた第三者点検の時点から毎年定期的に見直しを行い、その都度、評価書を公表してきましたが、今回の評価の再実施において、現時点の評価書から変更となった事項は、評価書の別紙4「変更箇所」中、P92～の項番78～104のとおりとなっております。これらはいずれも、法令改正による形式的な変更、漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるための変更（セキュリティの強化）といった内容となっております。

担当部署の窓口課において、当該事務に係る再実施の評価書について、令和2年2

月から同年3月までの期間、パブリックコメントを実施しましたが、区民等からの意見の提出はありませんでした。

第三者点検においては、個人情報保護委員会が作成した『「特定個人情報保護評価指針」第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項』（資料10参考資料）を参考とし、「適合性」及び「妥当性」の2つの観点から審査をお願いするものとなります。

審査の観点に係る項目は、12の大項目があり、さらに詳細な審査事項を記載した70の細目で構成されています。審査内容が多岐にわたり、煩雑となることから、今回は、資料10「第三者点検の観点」のとおり、細目単位ではなく、大項目単位での包括的な観点での審査とした上で、担当部署において自己点検を行った結果の説明を記載しました。

日頃、個人情報の取扱い等について審議いただいている第三者機関としての立場から、点検をお願いします。

区では、いただいた御意見に基づき、必要に応じて評価書の内容の見直しを図り、運営審議会の承認後、個人情報保護委員会に提出し、公表します。

■書面開催に当たって

今回の運営審議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「書面開催」という形となりました。

通常の会議であれば、資料内容を口頭で御説明させていただき、その場で質疑応答の上、御意見を賜り、御承認をいただいておりますが、今回は資料の送付のみとなるため、分かりにくい点などが多々あるかと存じます。

どんなに小さなことでも構いませんので、同封した「意見・質問用紙」にぜひ御記入いただき、事務局へ5月28日(木)までにお送りいただくようお願いします。御提出いただいた意見に対する区の考え方や、質問に対する回答等をまとめ、改めて皆様にお送りいたします。

大変お忙しい中、短期間で多くの資料等をお読みいただき、御意見等の提出をお願いすることになり、御迷惑をお掛けしますが、どうか御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

【運営審議会事務局】

墨田区総務部総務課文書管理係

電話 03-5608-6241 (直通)